

# 住宅改修の独自助成制度実施状況

(2014年愛知自治体キャラバンまとめ)

※新設は**ゴチック**で、幸田町

※両方助成は、**岡崎市**、半田市、碧南市、刈谷市、安城市、江南市、小牧市、高浜市、岩倉市、**清須市**、北名古屋市、みよし市、豊山町、大口町、武豊町(**ゴチック**は今回から両方助成)

※「助成制度」欄は次の通り ◎:両方実施、○:片方実施、△:検討中、×:なし

市町村名	助成制度	介護保険に上乗せ			介護保険利用者以外への助成制度			
		上乗せ	上乗助成額(上限)	利用者実数(2013年度)	実施	対象者・要件	助成額(上限)	利用者実数(2013年度)
合計	15	25	—	2,089	21	—	—	197
1 名古屋市	×	×			×			
2 豊橋市	○	○	10万円	417	×			
3 岡崎市	◎	○			○	介護保険給付を除く、下肢・体幹・視覚障害1～3級の者	20万円	
4 一宮市	○				○	要支援・要介護に該当しない70歳以上の高齢者世帯に対し、転倒要因となる個所の改修費の9割を助成	上限5.4万円	12
5 瀬戸市	×	×			×			
6 半田市	◎	○	対象者及び要件を満たす者のうち、非課税世帯のみ27万円から介護保険で給付される額を差し引いた残りの額を助成	31	○	身体障がい者の下肢、体幹、視覚1～3級、リフォームヘルパーが必要と認められた改修に限る	課税世帯18万円、非課税世帯27万円	4
7 春日井市	×	×			×			
8 豊川市	×	×			×			
9 津島市	×	×			×			
10 碧南市	◎	○	市町村民税課税世帯上限9万円、課税世帯上限27万円	24	○	65歳未満の身体障害者	上限45万円	3
11 刈谷市	◎	○	18万円	223	○	市民税が非課税の65歳以上の高齢者のみ世帯に属する要支援・要介護認定を受けていない高齢者	9万円	6
12 豊田市	○	○	上限40万円	470	×			
13 安城市	◎	○	10万円を限度	166	○	①二次予防事業対象者で運動機能に支障のある人 ②ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯(ともに所得税非課税)	10万円を限度	22
14 西尾市	○	○	介護保険の残額の2分の1の枠を上限に、最大9万円	142	×			
15 蒲郡市	×	×			×			
16 犬山市	○	×			○	リフォームヘルプ住宅改善相談を受け、更に介護保険で非該当とされた65歳以上で日常生活に支障のある人	工事費用の9割(上限15万円)	5
17 常滑市	×	×			×			
18 江南市	◎	○	介護保険適用を超えた経費の9割を助成(限度額12万円)	40	○	要介護(要支援)認定を持っていない70歳以上の方で、生計中心者の前年所得額が非課税の方	経費の9割(限度額12万円)	2
19 小牧市	◎	○	9万円	2	○	65歳以上の虚弱な高齢者であって、生計を一にする世帯全員が市民税が非課税の方	18万円	2
20 稲沢市	×	×			×			
21 新城市	×	×			×			
22 東海市	○	○	10万円又は40万円	63	×			
23 大府市	○	○	市民税非課税世帯40万円、市民税課税世帯10万円	53	×			

市町村名	助成制度	介護保険に上乗せ			介護保険利用者以外への助成制度				
		上乗せ	上乗助成額(上限)	利用者実数(2013年度)	実施	対象者・要件	助成額(上限)	利用者実数(2013年度)	
24	知多市	○	○	市民税非課税世帯40万円以内、市民税課税世帯10万円以内	58	×			
25	知立市	○	○	市民税課税世帯10万円、非課税世帯15万円	61	×			
26	尾張旭市	×	×			×			
27	高浜市	◎	○	要支援1～要介護3は10万円、要介護4・5は30万円	47	○	第1号被保険者で介護保険料の未納がない人	10万円	41
28	岩倉市	◎	○	50万円	2	○	介護保険認定非該当の人も同条件		0
29	豊明市	○	○	限度額10万円(非回税世帯のみ)	8	×			
30	日進市	○	○	改修費20万円に対し9割(18万円)が上限額	35	×			
31	田原市	○	×			○	65歳以上。居室、浴室、トイレ等の改修(取替え、段差等解消)	20万円	50
32	愛西市	×	×			×			
33	清須市	◎	○	低所得の方に上限60万円の1/2助成	2	○	低所得世帯	上限60万円の1/2	0
34	北名古屋市	◎	○	15万円が限度額	31	○	身体障害者手帳1～3級の下肢障がい、体幹障がいまたは視覚障がいの方	15万円が上限	0
35	弥富市	×	×			×			
36	みよし市	◎	○	限度額30万円(工事費の1/5補助)	15	○	1級から3級までの下肢・体幹・視覚障がい者のいる世帯	限度額30万円	1
37	あま市	×	×			×			
38	長久手市	○	×			○	65歳以上の方、同じ世帯の全員が市民税非課税であること	上限30万円	8
39	東郷町	×	×			×			
40	豊山町	◎	○	補助率2分の1。課税世帯10万円、非課税世帯30万円	3	○	重度障がい者、療育、精神、難病手帳保持者	介護保険利用者と同じ	0
41	大口町	◎	○	工事費50万円の1/2	9	○	①認定を受けていない70歳以上の方が転倒予防のため、手すりの設置や入浴補助用具を購入する場合、費用額10万円を限度とし1/2を助成 ②視覚障がい、肢体不自由のうち下肢不自由若しくは体幹不自由または脳原性運動機能障害の中の移動機能障害を有する身体障がい者手帳の交付を受けておりそれぞれの障害の程度が1級又は2級に該当する者。特定疾患医療受給者票の保持者。	①5万円 ②50万円 対象経費の2分の1(対象経費は最大100万円まで)。1回が限度	5
42	扶桑町	○	×			○	日常生活に支障のある二次予防事業対象者	限度額18万円	0
43	大治町	×	×			×			
44	蟹江町	×	×			×			
45	飛島村	×	×			×			
46	阿久比町	×	×			×			
47	東浦町	○	○	非課税40万円 課税10万	110	×			
48	南知多町	×	×			×			
49	美浜町	×	×			×			
50	武豊町	◎	○	対象経費の1/2補助 30万円を限度	77	○	65歳以上の要援護者。	対象経費の1/2補助(30万円を限度)	36
51	幸田町	◎	×			○	体幹機能障害及び運動機能障害3級以上 視覚障害2級以上	20万円	0
52	設楽町	×	×			×			
53	東栄町	×	×			×			
54	豊根村	×	×			×			